

平成 26 年 5 月 23 日

学校法人至学館
理事会 殿
評議員会 殿

監 査 報 告 書

監 事 八 木 正 之

監 事 朝 日 素 直

私達監事は、私立学校法第 37 条の 3 及び寄附行為に基づき、当該法人の平成 25 年度（自平成 25 年 4 月 1 日 至平成 26 年 3 月 31 日）における業務ならびに資金収支計算書・消費収支計算書・貸借対照表及び人件費支出内訳表・固定資産明細表・借入金明細表・基本金明細表等について、監査基準に準拠し必要な監査をした。

監査の結果、学校法人の業務が適性であり、かつ採用実施している会計処理の原則、計算書類の表示方法は、学校法人会計基準に準拠し経理手続き及び計算方法等は前年と同一方法により経理されており、平成 26 年 3 月 31 日現在の財政状態及び経営状況は適正かつ正確に表示されているものと認める。

上記より学校法人の業務は、法令及び寄付行為に従った適正なものであったと認める。

以 上